

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぼう

平成21年
(2009年) 5月25日

第1725号

毎月3回5の日に発行

定価 1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03(3262)5234
旬報 TEL 03(3262)2309
発行人 大竹 邦実

http://www.si-gichokai.gr.jp

市議会旬報



全国自治体病院経営
都市議会協議会は5月
14日に定期総会を開催
し、平成21年度事業計
画、同年度予算等を審
議のうえ決定した。
冒頭、三島進・会長
(松江市議長、上写真
・左手前)は総会主催
者として、来賓の津島
雄二・自治体病院議員
連盟会長に対し謝辞を
述べた。また、総会出

来賓に津島議連会長招き 病院協が総会開催

席の加盟市議会議長らに對し、あいさつした。

三島会長は、会長市である
松江市の議長交代により5月
12日、田中弘光・前会長の後
任として会長職へ就任。冒頭
のあいさつで、財政状況が著
しく悪化している自治体病院
の経営安定化に向け、熱く意
気込みを語った。

次いで、津島議連会長が来
賓あいさつに立ち上写真、
不採算医療等に取り組みが故



要人(右)へ代理
世話人と偶倉会長
常任三島会長と
渡海議連三

に、財政状況が大きく落ち込
んでいる自治体病院の経営健
全化に対し、支援を約束した。
このほか会議では、新たに
当協議会へ加盟した京丹後市

の大同衛・議長、高梁市の山
縣喜義・議長、日南市の影山
一雄・議長が紹介され、それ
ぞれあいさつした。

最後に、岡田荘史・相談役
(長野市議長)の提案により
「勤務医不足対策」、「地域医
療の再生」を柱とする決議を
採択。三島会長と偶倉純爾・
会長代理(副会長、徳島市
議長)は総会終了後、渡海紀
三朗・病院議連常任世話人、
衛藤征士郎・衆議院予算委員
長らに決議を手渡した。

なお当日は、総務省の細田
隆・審議官(公営企業担当)
が公立病院改革を説明した。

第29次地方制度調査
会の下に置かれている
専門小委員会は5月15
日、東京・全国都市会
館で会議を開き、地制
調総会へ提出する答申
案の取りまとめを開始
した。今回の第27回、
次回の第28回、合計2
回の委員会開催で、答
申案をまとめ上げる予
定としている。関連記
事を3面に掲載。
第29次地制調が発足
したのは平成19年7月

答申作成へ

地制調専門小委員会

3日。任期満了を目前
に控え、答申内容の行
方は最終局面へ入った
こととなる。地制調委
員の任期は2年。発足
当時、総理から諮問さ
れた項目は、市町村合
併を含めた基礎自治体
のあり方、監査機能の
充実・強化 など。
なお、今後の日程に
ついては、第28回委員
会が5月26日、総会が
6月16日、それぞれ開
催される予定。

全国市議会議長会

第4回「研究フォーラム」開催

10月21・22日、金沢市で

全国市議会議長会は10月21・22日、第4回「研究フォーラム」を金沢市で開催します。このフォーラムは、地方分権改革の進展や市町村合併により、都市に対し基礎的自治体としての役割が一層期待されるなか、市民の負託と信頼に的確に応えるべく、議会のさらなる機能向上策について研究することを目的としています。

皆さまのご参加をお待ちしております。
※開催のご案内と申込書は6月上旬に全市へ送付いたします。

日時：平成21年10月21日(水)13:00～
10月22日(木)9:00～

場所：金沢歌劇座(石川県金沢市)

講演内容

1日目①基調講演

「日本再生の起爆剤 地方分権改革」
丹羽宇一郎(伊藤忠商事株式会社取締役会
長、地方分権改革推進委員会委員長)

②パネルディスカッション

「地方議会はどう変わるべきか
- 首長と議会の新たな関係 -」
コーディネーター
佐々木信夫(中央大学大学院教授)

パネリスト 穂坂邦夫(NPO法人地方自立政
策研究所理事長、前志木市長)、鎌田司(共
同通信社編集委員兼論説委員)、廣瀬克哉
(法政大学教授)、金井利之(東京大学大
学院教授)、中西利雄(金沢市議会議長)

2日目：課題討議 1「議会基本条例を考える」
2「議員立法の現状と課題」

コーディネーター

神原勝(北海学園大学教授)

参加者：正副議長、議員、職員など定員2000人

問合せ：全国市議会議長会 法制担当(廣瀬・鈴木)

☎03-3262-2303

本会では毎年1月、議事事務局職員が研鑽を積む場として「全国市議会事務局職員研修会」を開催しています。本年は1月29日と30日の両日にわたり、地方行政や議会運営に対し深い造詣を有する4人の講師を招き、開催いたしました。今号では、「議会を巡る訴訟問題」をテーマとした弁護士橋本勇氏による講演を要旨にまとめ紹介します。

第55回職員研修会講演要旨

議会を巡る訴訟問題

弁護士 橋本 勇氏

① 最近の気になる判例

何故、気になるかは後ほど説明するとして、まず「最近の気になる判例」について、お話しします。

損害賠償請求事件の判例（最高裁第三小法廷・平成20年6月10日）があります。この判例は要するに、闇金業者から100万円を借り、高金利による利息が150万円に膨れ上がったが、最終的には合算金額の250万円を返済しなくても構わないというものです。従来の裁判所の考え方ならば、100万円を借りたのだから、利息である150万円は別として、元本である100万円は支払うべきとの認識に立っていました。し

かし、この判例では、踏み倒しても構わない。

次の判例は、国籍確認請求事件（最高裁大法廷・平成20年6月4日）。婚姻していな



講師を務めた橋本氏

い日本人の父親と日本人でない母親の間に生まれた子供が国籍取得について、判断した判例です。従来なら、婚姻した場合には国籍を与えるとい

② 議会の自律権

通常の議会運営を行ううえでは、裁判所と関わるべきでないでしょう。ただし、皆様方もご存じのとおり、除名処分については取消訴訟を起すことが出来ます。取消訴訟の相手方は議会となります。中でも任期満了後の取消処分については、昭和35年3月9日、最高裁大法廷が判決を出しています。この判決によると、「任期満了後に除名処分が取り消されても議員の地位

は回復しないから取り消しを求めることには訴訟の利益がない」と結論付けています。この判決には補足意見、反対意見が付けられています。補足意見は「裁判権が及ばない」という意見です。反対意見では「法律の利益

③ 議会における発言

最高裁が平成17年10月13日に下した決定があります。東京高裁が同年5月12日に下した判決を是認した決定です。まず、決定の対象となった事件の背景を説明します。あ

う取り扱いが、国籍法の考え方でした。しかし、婚姻関係になくとも父親が認知すれば国籍を与えるべきとする判断が、この判決によってされました。

これらの判決が何故、気になるのか。結論が妙であることもあるが、それ以上に裁判所の発想が、従来から大幅に変化してきたことに原因があります。これまでなら、司法と行政、立法の枠内で判断すべきであると裁判所は考えてきました。しかし、紹介した判例からは司法の枠を超え、これからは様々な分野の判断

「報酬請求権がある」としてあります。除名が取り消されたら、議員の身分は遡及して存在することとなるから、その間の報酬を得られる。だから取消訴訟には利益

る市で病院誘致の動きが起こりました。病院誘致については市民も必要性を認めており、誘致自体を反対する意見もありません。ただし、どの病院を誘致するかは猛烈な対立があり、議会と市長が真っ向から激突。議会が激しく反

を行うんだという、裁判所の意識が垣間見えてきます。

だから、闇金問題と連動するサラ金問題にしても、国会で上限金利の議論をしているにもかかわらず、最高裁は利息制限法を超えた利息は全額返還と判断してしまつた。国会の法改正は、どうでもいいた。国会も行政も、あてにしない。では、裁判所の判断基準は何か。私からは「市民が望む結論」に見えます。だから裁判所は、どうせ役所は、妙なことをしてるんでしょ」と疑いの目で見ています。

（報酬請求権がある）がある」としてあります。除名が取り消されたら、議員の身分は遡及して存在することとなるから、その間の報酬を得られる。だから取消訴訟には利益

対する中、市長は自ら誘致を目指している病院に対し、市の学校跡地を貸すという契約をしてみました。そこで、ある議員が議会の場で、民意を全く無視して独断専行で誘致を進める市長はけしからん、しかも誘致しよ

があるとする判断です。地裁、高裁でも、この立場を取っていました。最高裁で、この意見を主張した裁判官は7人です。最高裁の裁判官は15人、8対7の僅差で、最高裁判決は下されたことになりました。

別の判決についても触れましょう。昭和62年の最高裁判決です。議長に対する除名処分についての判断です。議長が除名されたら当然、議員でもなくなりません。必然的に後任議長が選任されます。

この場合、議長だった者への処分が取り消されたら、取り扱いはどうするのかを判断した判決です。判決では、前の議長が当然、議長に戻ると判断してあります。そして、後任議長を選任してしまつた手続きについては、議会の自律権の範囲であるため、裁判所が判断しないとしています。

うとしている病院の経営者は悪評高い国会議員だ、と批判したのです。この批判の中で「オウム真理教の例もあることだし」という表現を用いてしまつたこともあり、「オウ

3面へ続く

2面から続く

ムと一緒にするとは何事だ」と憤激した病院側は損害賠償請求を起こしてしまつた。この訴訟に対する判断を下したのが、平成17年5月12日の東京高裁判決です。

地方議会議員が質問等で取り上げる問題や質問方法・内容は、議員の政治的判断を含むむ広範な裁量に委ねられているものと解すべきと判決で指摘しています。地方議会における一般質問で個別の住民等の名誉を毀損・低下させる発言があつても、議員が職務上の法的義務に背いたと断定できない。よつて、結果的に誰かが不愉快に思ふ結果とな

つても、違法な行為には当たらない、としています。一般質問等は、議員としての正当な職務行為。ただし質問する時には元気がいいが、

④ 100条委員会

100条委員会の設置自体が違法ではないか、という問題があります。委員会の設置が、法律の要件に合致していないので違法だ。だから、違法に設置された100条委員会に、自分(市民)を参考人として呼んだこと自体も違法となるため、損害賠償しろという訴訟が起こされました。

⑤ 政務調査費

政務調査費支給のキーワードは、議員の調査研究に必要な経費。この範囲内で条例により、使途基準を定めることとなります。条例で定める使

途基準が問題となるのは、住民訴訟が起きたとき。住民から市長に対し、ある会派へ支給した政務調査費の返還を求めるとか、賠償しろといった形式になることが通例です。区長が議員へ、政務調査費の返還を命

じたことに対し現在、東京で訴訟となつていますが、これは例外といえるでしょう。訴訟が起きた場合、弁護士が最も気を遣うことは、証明することにあります。政務調査費だと、調査研究に使つていな

い実態を証明しない限り「返還しろ」「損害賠償しろ」と主張できません。住民訴訟の場合、立証責任は住民にあります。住民が立証する手段はあまりありません。それは現実として、どうなるか。平成15年1月31日に下した名古屋地裁の判断では、一般的・外形的な事実の立証で足りるとしています。つまり議員が「立証責任は住民にあるから自分は何もしない」と開き直つただけで、違法とみなされるのです。使途の正当性を会派、あるいは議員が証明しなければならぬ。名古屋地裁のみならず裁判所では全国的に、同様の判断基準を採用しているようです。

議選監査委員存続か

地制調専門小委が答申案作成で

任期満了を目前に控え、地制調が答申案の取りまとめに入った。第27回専門小委では、答申案作成の叩き台となる素案が、林宜嗣・小委員長(関西学院大学教授)から示され、議論が交わされた。特に地方議会関係者にとつ

て関心の高い、議選監査委員の取り扱いについては、本文への書き込みを保留。これまでの議論を整理したうえで林小委員長は各委員に対し、改めて見解を求めた。これまでの専門小委では、議選監査委員を廃止する意見

が多勢。短期間で交代する例が多い。議員も自治体内部の者であるため形式的な監査になる懸念。議会も監査委員の監査の対象。などを理由に、存続には否定的であった。15日の会議では、本会など三議長会へのヒアリング。本紙1687・88号掲載を考慮し「廃止」から「1人のみ存続」へ舵を切ることも念頭に置いておくべき」とする

意見が出され、専門小委の多数派を占めそうな情勢だ。なお、三議長会に対するヒアリングは、平成20年4月25日に実施されており、本会からは川口浩・地方分権改革・道州制調査特別委員長(福岡市議長)が出席。議選監査委員を一律に廃止するのではなく、存置そのものを議会の判断に委ねることも、1つの考え方との認識を示していた。

各市のニュースを募集

「全国市議会旬報」では、各市のニュースを募集しています。

全国の自治体の中でも先進的な取り組み、ユニークな条例、自慢のイベント、地域のお祭りなど、お寄せいただく情報のジャンルは問いません。

ご提供いただいた情報につきましては、本紙編集担当職員が記事を作成し、「議会ニュース」あるいは「市政ニュース」として紙面で紹介いたします。

本紙をPRの場として、活用されてみてはいかがでしょうか。

(問合せ先) 全国市議会議長会 調査広報部 旬報担当 松下・塩田まで ☎03(3262)2309

議会 トピックス

サブリプライムローン問題などの影響により、世界は同時金融危機に見舞われ、100年に1度と言われる厳しい経済不況に陥っている。

各国政府は世界的経済危機を打開するため、米国のオバマ大統領が提唱した「グリーン・ニューディール政策」の導入を決定。この政策は、環境・エネルギー分野へ巨額の集中投資を行うことにより雇用創出を目指すもので、ドイツ、

「緑の社会」への構造改革が急増

3月定例会の意見書・決議の状況 (上)

全国市議会議長会はこのほど、各市議会から任意に提供された意見書・決議をもとに、3月定例会を中心に議決した意見書・決議の状況をまとめた。それによると(上)では、低炭素・循環型・自然共生社会を目指す「緑の社会」への構造改革の推進を求めるものが急増し、最多となっている。

イギリス、韓国などでいち早く独自策を打ち出している。こうした世界的な動きの中

で、我が国も環境分野を経済成長のけん引役とする、日本版グリーン・ニューディール

日本版グリーン・ニューディール政策にあたる「緑の経済社会の変革」を発表した。

政策をまとめる方針を固め、具体的に着手した。

このため意見書では、環境分野で最先端の技術を持つ我が国は、経済危機の今こそ「緑の社会」へと大転換するチャンスととらえ、環境分野への積極的な投資により需要を喚起し、産業振興と雇用創出を図るよう求めている。

なお、環境省は4月20日、

意見書・決議の議決状況 (上) (21.1.1~4.30)

件名	意見書	決議
【税・財政】	【 14】	【 1】
地方財政の充実・強化	7	
消費税の税率引き上げ反対	2	
その他	5	1
【地方行政・議会・選挙】	【 46】	【 13】
地方消費者行政の充実強化	9	
地方議会議員の年金制度の見直し	8	10
国会議員の定数等の見直し	8	
地方分権改革の推進	7	
新たな過疎対策法の制定	6	
企業・団体の政治献金の禁止	5	
その他	3	3
【医療・保健衛生】	【 130】	【 4】
ウイルス肝炎患者の救済対策	44	
公的医療機関の安定経営と地域医療確保	21	1
障害者等の福祉医療費助成制度の維持・拡充	13	
細菌性髄膜炎の早期定期予防接種化	8	
医師・看護師等の増員と医療提供体制の拡充	6	
後期高齢者医療制度の資格証明書交付の見直し	4	
その他	34	3
【教育・文化】	【 25】	【 4】
教育予算の拡充	4	
就学援助・保障制度の充実	4	
学費負担の軽減	3	
臨時教員の処遇改善と正規教員の大幅な採用増	3	
その他	11	4
【農林・水産】	【 58】	【 3】
WTO農業交渉での国内農業への配慮	13	
ミニマムアクセス米の輸入停止と事故米対策の強化	8	
酪農畜産の経営環境改善など総合的政策の確立	8	
森林・林業・木材産業施策の積極的な展開と国有林野事業の健全化	7	
中山間地域等直接支払交付金制度の継続	6	
食料自給率の向上	5	
農地取得の規制緩和反対	4	
食の安全確保への取り組み強化	3	
その他	4	3
【公害・環境保全】	【 128】	【 5】
「緑の社会」への構造改革推進	76	
「気候保護法」の制定	35	
地球温暖化対策の推進	4	
産業廃棄物処理施設の建設反対	3	3
その他	10	2
【合計】	【 401】	【 30】
【総合計】	【 933】	【 50】

議会人事

議長	副議長
菅日市 (4・10)	天理 (4・23)
角田俊司 (4・10)	北田利光 (4・23)
入間 勲 (4・14)	今津俊昭 (4・10)
駒井 勲 (4・14)	宮岡幸江 (4・14)
石渡徹男 (4・14)	布施栄亮 (4・14)
東金 悟 (4・14)	中本徳子 (4・14)
伊賀 悟 (4・14)	坂田武人 (4・15)
日南 雄 (4・15)	野見山修吉 (4・16)
影山一雄 (4・15)	中島資二 (4・16)
小井 晴光 (4・16)	鳥飼光明 (4・17)
羽生 高橋督儀 (4・16)	阿久根 昭彦 (4・20)
阿久根 濱之上大成 (4・17)	石上顕太郎 (4・21)
赤穂 池田芳伸 (4・20)	間野重徳 (4・23)
近藤光男 (4・21)	平井 守 (4・23)
大光 巖 (4・23)	
伊達 天理 (4・23)	
静岡 伊達 (4・23)	
赤穂 静岡 (4・23)	